

本庄サーキット専有貸切使用規定

※本規定は予告無く変更・追加する場合がございますので予めご了承下さい。(2026年度版)

主催者様は当規定及び走行規定について、必ず走行前にミーティングを行い全参加者に告知して下さい。特に、シグナルフラッグ・ランプの意味、コースイン・ピットインの仕方や走行マナーについて参加者全員に徹底して下さい。

1. 専有貸切申込・契約・支払い

【申込】お電話にて、空日程をご確認下さい。

【仮予約】日程決定後、申込用紙に必要事項をもれなく記入し郵送又はFAXにてお申込み下さい。

お申込みの際、本規定及び走行規定を十分理解した上でお申込み下さい。

【正式予約】仮予約後、契約書を郵送いたします。契約書の内容をご確認の上、同意されましたら署名・捺印しご返送下さい。

正式予約完了日より14日以内(契約書に記載された期日まで)に予約金として全使用料の10%以上又は全額を、残金のお支払いは貸切使用日の6日前までに全額を、当社指定の口座までお振込み下さい。

いずれか一方でもお支払いが無い場合は契約締結後でも解約する場合があります。

※ お振込み名義は契約者様のお名前をお願いします。変更がある場合は当社までご連絡下さい。

振込み確認が取れませんか専有貸切を行えない場合があります。

※ 専有貸切使用当日、追加注文された場合は当日支払いをお願いします。

※ 賃借日時・賃借付帯施設器具機材・走行内容等については契約書・申込書記載通りとすること。

2. 営業時間 … ゲートオープン 7:30 ゲートクローズ 17:00

○ 一日専有貸切 施設使用時間 7:30 ~ 17:00

コース走行時間 9:00 ~ 12:00 , 13:00 ~ 16:00

○ 半日専有貸切 午前 施設使用時間 7:30 ~ 13:00

コース走行時間 9:00 ~ 12:00

午後 施設使用時間 11:30 ~ 17:00

コース走行時間 13:00 ~ 16:00

○ 延長について 延長は16:00 ~ 17:00まで可能です。※ノーマルマフラー車両限定

※ 7:00より早いゲートオープンについては、30分単位でご指定いただけます。(別途料金) 30分単位 5,500円(税込)

※ 計測器等の受け渡し時間は原則 7:30以降となります。

※ 17:00以降のゲートクローズは、30分につき11,000円(税込)にて延長可能です。

※ どの日程も 12:00 ~ 13:00 は走行できません。

※ 主催者様は、催事終了後、施設使用時間終了までに参加者全員を速やかに退場させ確認して下さい。

万一、遅れが生じた場合、延長料金を頂く場合もございます。

※ 半日専有貸切の場合、使用時間の入れ替えに伴う車両の移動など御協力願います。

3. 解約 … 解約する場合は次の通り違約金を支払うこと。支払われない場合は、次回から貸切をお断りする場合があります。

【土曜・祝日・日曜】

貸切使用日の 60日前 ~ 30日前 … 専有貸切料金の 20%

貸切使用日の 30日前 ~ 8日前 … 専有貸切料金の 50%

貸切使用日の 7日前 ~ 当日 … 専有貸切料金 全額

【平日】

貸切使用日の 30日前 ~ 15日前 … 専有貸切料金の 20%

貸切使用日の 14日前 ~ 8日前 … 専有貸切料金の 50%

貸切使用日の 7日前 ~ 当日 … 専有貸切料金 全額

4. 連絡先 … 常に連絡が取れる連絡先を明確にすること。

5. 誓約書・見舞金

走行日当日の走行前に主催者様は必ず全参加者分の誓約書ご提出と見舞金(全参加者×お一人様1日500円)のお支払いを当社にお願い致します。(2輪の方の見舞金制度はございません)

※見舞金は、走行会主催者様・関係者様も加入が必須となります。

※走行前までにお支払いがされない場合は見舞金制度が適用になりません。

6. 使用の中断・中止 … 次の場合当社の判断で施設使用を中断・中止することができる事とする。

この場合支払われた料金の返還は致しません。

・当社規定を著しく守られていない場合、走行マナーが著しく守られていない場合。(ルール・マナー厳守。人命第一。)

・重大事故等により走行の続行が不可能な場合。

・自然現象等の不可抗力や当社以外の第三者が原因で走行が困難である場合。

開催当日、雪・台風などで開催が不可能な場合には、日程調整の上延期とする。

この場合、当社はこれによる損害賠償その他一切の責を免れるものとする。

7. 責任の所在

主催者様は、施設を使用するにあたり走行中・管理中に発生した事故や損害賠償等はすべて対応・処理し、当社にその責任を転嫁しないこと。

8. 損害補償 … ガードレール等の破損について、施設内の物を破損された場合には、主催者の方にご請求申し上げます。

交換の判断は当サーキットの一任とさせていただきます。それに対する意義申し立ては一切受付致しません。

9. 転貸・賃借権の譲渡

専有貸切における施設管理・催事運営について、第三者への転貸・賃借権の譲渡及びこれと同視できる行為は禁止。

10. 音量測定

直管ストレートパイプ構造マフラーや当社測定方法で98dbを超える車両は走行できません。(2020年度より)

走行中の音量を当社スタッフが測定致します。規定を超えた車両は、音量低減措置を執ること。

11. 外出

参加者が競技中にサーキット場外に出られる場合は、主催者様又は当社スタッフに必ず事前に申し出、ゼッケン・発信機・テーピングを取り外してから外出すること。(外出する時はサイレンサーを装着して下さい)

12. 営業行為・イベント時

施設内で販売・PRなど営業行為を行う場合は内容を事前に相談すること。

イベント時、入場料金等を徴収する場合には、必ず事前連絡の上相談すること。

相談なしに行った場合当社が直ちに中止させることが出来ることとする。

13. 見舞金 ※2輪の走行者の方は、当見舞金制度の加入は出来ませんのでご了承ください。

当サーキットのコース上、及びピットロード、パドック内における事故でケガをした場合には見舞金が支払われます。

(1)補償金額 死亡見舞金 200万円

後遺障害見舞金 200万円に所定の割合を乗じた額

入院見舞金 7日以内 3.5万円

8日以上14日以内 7.0万円

15日以上21日以内 10.5万円

22日以上 15.0万円

障害手術見舞金 5万円(1事故による入院に対し1回まで)

(2)補償範囲 ①壁、ガードレール等に衝突したときのご本人のケガ

②他の車両と衝突したときのご本人のケガ

③他の車両にはねられたときのご本人のケガ

(3)補償期間 当日のみ有効

(4)受取条件 ①その日の催事中・サーキット走行中に起きた事故が原因の負傷、死亡に限ります。

②その日の催事中・サーキット走行中に起きた事故の証明ができ、当日中に当社まで事故の報告が必要です。

③医療機関の診断書をご提出下さい。

④死亡見舞金・後遺障害見舞金は事故日から30日以内の発生に限ります。

⑤入院見舞金は、事故日から30日以内となります。

⑥最終判断は当社・関連クラブ役員会議によるものとします。(見舞金支給協議会)

14. その他

○ 当サーキットの規定を遵守し、サーキット関係者の指示に従うこと。

○ 最大同時コースイン台数は4輪走行15台、2輪走行20台となります。

○ ドローン使用時は事前にご相談下さい。

○ 2020年度よりリフト走行は禁止となりました。

○ 施設使用時間・コース走行時間は必ず守ること。コース走行時間外の走行は厳禁。

○ オフィシャルについて、走行中は必ず1名以上がメインポストにてコースの監視を行うこと

※弊社にてオフィシャルを行う場合、走行台数が30台以上はメインポスト2名以上とする

○ 主催者様はギャラリーの安全も十分に考慮に入れること。

○ 主催者様は貸切終了後、コース・付帯施設及び器具機材等を原状回復し退出すること。

○ ゴミ・廃タイヤ・廃パーツは参加者各自で持ち帰ること。持ち帰らない場合は主催者様が責任を持って持ち帰ること。

○ 火災の原因となるので指定された場所以外での喫煙・タバコのポイ捨て・火気取り扱い厳禁。

○ 施設備品を使用する時は必ず当社スタッフに連絡すること。

○ 2輪の方は、極力2名以上(付き添いの方同伴)でご来場頂く事を推奨いたします。※転倒等により、救急車が必要になってしまった時の同伴対応などの為。

○ 行き帰りの道中及び走行中も保安基準に適合した車両の状態をお願い致します。

○ 仮ナンバー車での来場や走行は全面的に禁止です。

○ サーキットの周りには民家がありますので、行き帰り(特に早朝)も、サイレンサーを装着して静かに通行して頂くようご協力をお願い申し上げます。

○ 本規定に定めていない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上で決定すること。

以上の専有貸切使用規定及び走行規定・使用契約書を万一遵守していただけない場合は貸切をお断りする場合があります。

また、貸切使用中に当社が不適当と判断した場合などは、走行の途中やスケジュールの途中でも不適当車両の除外・貸切の中止もございます。

安全に楽しく走行していただけますようご理解とご協力をお願いします。